

社会保障審議会 「児童福祉文化財推薦」 審査の申請について

－映像・メディア等委員会（映画等）－

社会保障審議会では、児童福祉法第8条第8項に基づき、18歳未満の「児童」の福祉の向上を図るために、「福祉文化分科会」を設けて「優れた文化財」の推薦を行い、児童の自主的で創造的な活動を助長すると同時に、児童福祉思想そのものの啓発と普及に努めております。

この趣旨に賛同し、審査を希望される映画・映像等の関係者は、下記の要領にて申請して下さい。

- 【提出物】
- | | | |
|---|---------------------|-----|
| A | 申請書（所定の様式使用、手書き不可） | 1部 |
| B | シナリオ・台本もしくはそれにかわるもの | 1部 |
| C | パンフ・チラシもしくはそれにかわるもの | 14部 |
| D | 上映会・試写会状 | 14枚 |
- ※試写会等が終了している場合やDVD作品の場合はDVD12枚提出のこと

- 【申請方法】
- 1、仮申請
 - (1) 厚生労働省HP「児童福祉文化財について」から所定の様式(Word)をダウンロードし、必要事項を入力してください。
 - (2) 件名を「児童福祉文化財推薦審査申請について」と標記し、上記申請書(Word)を電子媒体(押印不要)で添付して下記アドレス宛にメールでご提出下さい。(仮受付となります)
 - 2、本申請
事務局より仮受付の返信を確認後、上記申請書に押印し、提出物B、C、Dとともに送付して下さい。

- 【提出先】
- 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
社会保障審議会福祉文化分科会事務局
TEL 03-5253-1111 (代)
内線：4959・4963
FAX 03-3595-2749
メール hirakawa-emiko@mhlw.go.jp

- 【決定通知】 推薦が決定した場合には、文書でお知らせいたします。
非推薦、または審査対象とならない申請の場合は、通知しません。
当審議会での審査は年3回(初夏・秋・年度末)開催しますが、決定の通知には時間を要する場合がありますのでご了承願います。

【注意事項、その他】

- 審議内容は、申請者の利益・不利益に関わるため非公表としております。
- 審査委員への連絡は事務局で行うこととなりますので、個別の連絡等のご遠慮下さい。
- 提出されたDVD・CDは、原則として審査終了後に返却します。
長期でお預かりする場合や、文化財として1枚保管させていただく場合がありますが、児童福祉文化財に関係する用途以外では使用しません。
- 児童福祉文化財として推薦した作品は、申請書に掲載された内容(チラシの画像含む)の一部を厚生労働省HP「児童福祉文化財年報」に掲載します。